

## 幕末明治の写真師列伝 第百八回 宮下欽 その三十

「三月十二日 晴天風吹

一、第八時過先生事務局へ御出、○岩吉第九時頃来り、大バツト之引掛致し候得共、先生御留主ニ付即刻持参シ帰ル、○午後第二時頃宮下知古之人、四人ニ而来ル、菓子・茶出ス、同第四時頃帰ル、○第十一時頃山田氏ハ富岡写真兼而貸置候分拾九枚返る内、裏ニ入用と認有之候三枚註文ニ相成、来ル十五日ニ出来候旨使之衆ニ申返ス、○午後第五時前先生帰り、其節松崎氏之門弟御一同ニ来ル、過日松崎氏へ貸置候パピール返る、且中清よりこし紙、小判七拾枚・大判二拾七枚之内七枚破れ有之、結晶醋酸一升半程入候品ニビン御求ニ相成、手代持参ス、且又タントスコツツ之箱と先方ニ有之白木上り之箱并台くも手（蜘蛛）・三本足と御交易ニ相成候旨ニ而、先方箱と台蜘蛛持参シ、タントスコツツ之箱持参シ帰ル、松崎氏之門生同第六時前帰ル、○彦太郎不快ニ付終日細工見合る、○松蔵終日不帰、○おきつ様・おけい様今日も御泊り、○武助私用ニ而[亡父之命日ニ付仏参之為めに]帰宅ス、午後第七時前なり、○宮下雪景之[双眼]種板一枚拵る、大山同一枚拵ル、○松崎氏へコロシオン一升貸ス、

（註：山田氏は山田成章（やまだしげあき）のこと。山田は洋画家で、文部省御御用掛。横山松三郎が上野池之端通天樓の離れ茶室風の建物で開いた「洋画塾」で洋画を学んでいた人物。松崎氏は写真師・松崎晋二。中清は、写真機器、薬種の商人・中田清次郎のこと。おきつ様は越ヶ谷の人だが不明。おきつ様、おけい様は、横山松三郎の妻・お蝶と親しい者であったようだ。大山は、横山松三郎の弟子・大山武助のこと）

「三月十三日 快晴 29

一、第十時過先生陸軍兵学寮へ御出、右ニ付事務局へハ宮下代理ニ第十二時頃出宅ニ而行候所、最早先生陸軍兵学寮方御廻リニ相成旨ニ付、宮下午後第三時頃帰ル、先生ハ午後第一時頃御帰り、○同第一時前菊池貞蔵殿来り、先生ニ御面会致し度□（旨ニ）候へ共、御留主之旨申候所、即時帰ル、○第九時頃蛸子氏御出、午後第四時過御帰り、御同人江昼飯出ス、○同第五時前藤田氏来ル、菓子・茶出ス、同第六時前帰ル、○同第五時過大惣来ル

（リ）、パピール払直し候間、以前当方ニ而同店方求候分、差当り入用ニ無之候ハ、ほ（欲）しき旨申候ニ付、四百八拾枚入一管遣ス、無程帰ル、○吉五郎第七時頃来り、日光行之用意ニ取掛リ居ル、○彦太郎不快ニ而平臥致し居ル、○おきつ様・おけい様今日も御泊、○武助第十時過武助帰ル、○午後第二時、名村氏之写真取ニ使来り候ニ付遣ス、○同第七時頃、外務省方明日昼頃ニ御城之写真義ニ付罷出候旨申来り候ニ付、奉畏候旨返書遣ス、

「三月十四日 晴

一、第十時頃先生陸軍□（省）兵学寮方事務局へ御出、午後第二時頃御帰り、○宮下外務省へ同第十二時過行候所、兼而差出置候御廓内之景色写真、代金御払下ケ有之旨被仰渡候、尤一枚ニ付三分ツ、にて者高価ニ候間、直（値）下ケ致し候様御望候ニ付、当春迄ハ売物ニ致し不苦候旨ニ付、一枚ニ付代金二分二朱ツ、に致し可申旨相答候所、内田ハ二分ツ、にて差出候間、矢張同様ニ致し候様御望候得共、内田之義ハ如何哉不存候得共、当方ニ而ハ二分二朱之上ハ直下ケ難出来旨申、且今日ハ印判持参不致候間、後日罷出御払下ケ相願度旨申、午後第二時頃帰ル、○同第二時前おきつ様・おけい様御帰り、○第九時頃おきよ来ル、第十二時日光行之分持、人力ニ乗、千住迄遣ス、同時過吉五郎日光迄之才領致

し出立ス、おてふ様 [午後] 第二時半日光へ御出立、おきよ御共ニ行、同人義おてふ様御帰迄附添居候なり、竹藏千住迄御供致し行、同第七時前帰ル、然ル処吉五郎千住ニ不居候旨ニ付、左様之義出かけ方有之候而ハ、道中之義先生御案事被遊、橋本方聡と致し候人一り（一人）早速相頼、至急千住迄今日中ニ遣し、道中筋附添参り候様亭主呼寄相談ス、右之人早速千住へ参ル、尤 [午後第] 八時なり、委細之義者明朝橋本之亭主方申出候旨、○江沢・田道両氏之写真、午後第五時過使来リ六枚遣ス、

「三月十五日

一、第十時頃宮下事務局へ行、去月差出候富岡之景、調見呉候様頼ニ付改見候所、四ツ立判之方、一色ニ付一枚ツ、不足ニ付、其旨小野氏ニ相断候、且大蔵省へ可差出富岡之四ツ立判のミ、代金受取之證書差出呉候様頼ニ付、左之通認め差出ス、

[博覧会事務局宛受領書書写]

記

一、金百四拾二円五拾銭 上州富岡製糸所四ツ立判  
写真百九拾枚  
但一枚ニ付代金七拾五銭  
ツ、

一、金拾八円七拾五銭 右同所小判写真百五拾枚  
但一枚ニ付代金拾二銭五  
厘ツ、

右之通代金御払下ケ被成下置、正奉請取候、以上、  
明治六年三月 横山松三郎

博覧会事務局

御役人御中

夫方会計局へ行、[オーストリア博覧会行物品之写真ニ付、前借金有之候所□御下ケ金之節、右御差引無之ニ付] 四百円月割上納ニ致し度、嘆願書差出ス、文面、  
（数行余白）

右惠重院氏へ差出候所、先仮受取と申事なり、○夫方外務省へ行、去年五月中差出候御廓内景色、二拾六枚之代金御払下ケニ相成候、受取書左之通、

[外務省宛受領書書写]

記

一、金拾三円 御廓内景色四ツ立判  
写真二拾六枚  
但一枚ニ付代金五拾銭ツ、  
台紙無之ニテ

右之通 [代金] 御払下ケ被成下置、正奉受取候、  
以上、

明治六年三月

横山松三郎

代 宮下 欽 印

外務省

庶務御中

（※「方」は平仮名の「よ」と「り」の合字）

（森重和雄）